

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：12603

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26870123

研究課題名(和文) 婚姻法の法制史的考察によるイバード派イスラーム法学派の形成と展開の研究

研究課題名(英文) A Study on the Formation and Early Development of Ibadi School of Law with the Special Reference to its Family Law

研究代表者

近藤 洋平 (Kondo, Yohei)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・研究員

研究者番号：20634140

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、イスラームの少数派の一つであるイバード派を取り上げ、同派における法学派の形成と展開について考察したものである。研究を通じて、以下のことが明らかになった。すなわち、オマーンのイバード派の学者たちは、自派の法学説をイラクのイバード派から受け継いだのみならず、イスラーム世界各地に存在したイバード派共同体から、さらには時として他学派からも学説を採用した。そして10世紀半ばごろまでには、学派としての法体系を完成させた。

研究成果の概要(英文)：In this study, the author examines the formation and early development of the Ibadi school of law, a minority group in the Muslim world. Through the study, the author finds out that the Ibadi scholars in Oman took the legal rules and opinions not only from the Basran Ibadis but also from the Ibadi communities in the Muslim world, and occasionally even from the non-Ibadi scholars. The sources tells us that the Ibadi school of law in Oman fully developed their legal system by the mid 10th century AD.

研究分野：イスラム学

キーワード：イスラーム 法学 イバード派 家族法

1. 研究開始当初の背景

(1) イバード派は、イスラームの宗派の一つである。同派は西暦8世紀半ばごろまでに成立し、北アフリカやアラビア半島に勢力を保持した。スンナ派とシーア派に比べるとその数こそ少ないものの、現在では、北アフリカのリビアやアルジェリア、またアラビア半島のオマーンなどに信徒が暮らしている。そしてこのイバード派は、神学の分野のみならず、法学の分野においても興味深い思想を持つ集団である。これまでイスラーム法学に関する先行研究では、主としてスンナ派やシーア派の著作が用いられてきた。それらの成果も参照しながら、イバード派の著作を取り上げることで、我々は同派法学の特質を明らかにし、またイスラーム法学の特質について、それまでとは異なる角度から論じることができる。

(2) 研究代表者はこれまで、イバード派の神学思想の究明を進めてきた。その研究の過程において、同派の神学的議論の中には法学的要素が様々な形で含まれていることに気づき、法学的内容の理解なくしては同派の神学的内容、さらには宗教思想全体を把握することはできないと考えるようになった。また、同派の法学派の形成と展開を明らかにすることは、イバード派共同体の特質を究明することにはもちろんのこと、イスラームにおける法の本質を見極めるためにも重要な作業であるとの考えに至った。すでにイスラーム法の本質や法学派の形成と展開について、研究者たちは様々な見解を提示している。他方、イバード派法学に関する研究は世界的に見てもわずかであり、とくに各地における法規定の整備については、法制史学的な見地からの考察はほとんどなされてこなかった。またムスリム研究者による研究では、しばしば宗教的イデオロギーに基づく、歴史性を無視した論述が提示されていた。

2. 研究の目的

上述の状況を踏まえ、本研究は、イバード派法学思想のうち、婚姻の成立と解消に関する諸規定を取り上げ、同派の学者たちの議論から、同派の法学派の形成と展開を究明することを第一の目的とした。あわせて、イバード派の著作の分析を通じた、イスラーム法の特質の究明を、より高次の研究目的に据えた。本研究により、イバード派における婚姻を中心とした家族法の形成とその内容が究明され、それによりイスラーム世界における思想形成の実態の一端が解明されることになる。イスラーム法の整備とその発展を、少数派の著作から把握し、論じる点で、本研究は特色がありかつ挑戦的なものに位置づけられる。

3. 研究の方法

(1) 上で示した目的を達するために、研究では、クルアーンや、預言者ムハンマドの言行を纏めたハディース集とともに、イバード派に伝わる法学文献を主たる読解対象著作として利用した。

(2) はじめに、クルアーンやハディース集における婚姻の成立と解消の諸規定を確認した。次に、当該課題に関係する、ハワーリジュ派およびその分派が有した見解に目を向けた。ハワーリジュ派を取り上げる理由としては、イバード派がこのハワーリジュ派から生じた一派であるということが挙げられる。そして西暦8世紀のバスのイバード派における見解に目を向けたのち、スンナ派法学派の形成期と理解されている、西暦9世紀から10世紀に活動したイバード派の学者たちの見解を、刊本のみならず、北アフリカの私設図書館に所蔵される手稿本から取り出した。そして婚姻の成立と解消に関する学者たちの見解をもとに、諸規定の整備過

程と、そこからわかる法学派の形成を推量した。

4. 研究成果

課題遂行にあたっては、当初北アフリカで活動したイバード派とアラビア半島で活動したイバード派の双方を取り上げる予定であった。しかしながらその方針を少し修正し、オマーンのイバード派を主に扱うことにした。アラビア語資料の読解を通じて、イバード派の法学派の形成と展開について、また同派の法規定の特質について、以下のことを明らかにした。

(1) はじめに、西暦8世紀から9世紀はじめのオマーンでは、婚姻に関するいくつかの規定について、イラクのバスラのイバード派のものとは異なる実践・見解が保持されていたようである。例えば婚資金の支払い方法については、その土地の習慣が優先されていた。また女性による婚姻契約の取り消しについての見解は、バスラのイバード派の指導者を驚かせている。知識を求めてオマーンの学者たちはバスラに向かったが、バスラのみならずアラビア半島のマッカにも巡礼等を機会に往来した。そしてメッカで得られた知識はオマーンに持ち帰られた。さらにイラクから学者たちがオマーンに移住し、オマーンの外で実践されていた規定を紹介した。移住あるいは一時的に滞在した学者の中には、ホラーサーン地方やイラクのマウスィルなど、中東各地の出身者がいた。外部から伝えられた見解は、家族法の体系において多数説あるいは少数説として受け入れられ、記録された。

(2) 9世紀から10世紀にかけてのイバード派の法学派の形成は、当時のイスラーム世界の潮流であった、伝承と理性的思弁の間での対立、換言すれば法源をめぐる議論からも読み解くことができる。西暦9世紀のオマー

ンには、法規定を類推(キヤース)によって導出することを反対する立場があった。例えば婚資金の支払い方法や身請け離婚の方法については、9世紀のオマーンでは個人的見解よりも先代から伝えられる見解が好まれた。そして9世紀半ば以降、アサル(athar)、すなわち先人からの伝承もしくは先例は、9世紀半ば以降、「合意のあるアサル」とそれ以外に分類され、前者はイバード派のイジュマー(合意)となった。イジュマーはクルアーン、預言者ムハンマドのスナ(慣行)とともに、イバード派の法源を構成した。一方「合意のある先例」以外の先例、また個人的見解(ラアイ)や類推(キヤース)は、それによって導き出される内容が無効であることが判明するまで、有効なものとして参照された。西暦16世紀以降のオマーンのイバード派のもとでは、それ以前に編纂された大部の法学著作中に記録されたアサルは、有効な見解として扱われている。

(3) 婚姻の成立と解消に関するイバード派の法規定を個別的に見ていくと、ある事例について、厳格的な規定とともに緩和的規定をも併記することで、画一的でない、バランスのとれた法体系を構築している。待婚期間中の女性と誤って結婚してしまった場合の規定は、その代表例としてあげられよう。またイバード派に特徴的な法規定である、非合法の性交渉を事由とする当事者間の婚姻障害の発生についても、例えば配偶者が非合法の性交渉を行っていたことを知った者は、その相手と別れなければならない、という見解が9世紀にはあった。一方で後代には、その夫婦間は離婚させられることは忌避されるという見解も提示された。西暦10世紀には、非合法の性交渉を事由とする当事者間の永続的婚姻障害の規定について、クルアーンの解釈、姦通の言語的説明、また預言者ムハンマドや教友の言行の解釈などが、他派からの

批判に耐えうる程度に提示されている。こうしたことなどを踏まえ、オマーンのイバード派では、西暦10世紀半ばまでには、法学説について一定の整備が完了したと結論づけることができる。

(4) 先行研究においては、イバード派法学の特質について、スンナ派からの借用か、それとも集団が誕生して以来独自の歩みを進んでいたのか、という点において意見が対立している。9世紀のオマーンのイバード派の学者たちは、バスラのイバード派の見解を受け継ぎつつも、他宗派で保持されたものであっても、適切であれば採用した。すなわち、オマーンのイバード派は、独自の歩みをもつ一方で、外部の諸見解も採用することで、法学思想の体系を構築していたのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 4件)

Yohei KONDO, Migration, Scholarly Exchange and the Early Development of Ibādī Law in Oman. The 8th Conference on Ibadi Studies: Local and Global Identities: Social Change and Diaspora in the Ibadi Communities, 20th-22nd May 2017, the University of Tokyo, Japan.

Yohei KONDO, The Early Development of Ibādī Law in Oman. International Workshop: The Ibādīyya in the Context of Early Islamic Theology and Law, 27th January 2017, Orient-Institut Beirut, Lebanon.

近藤洋平「イバード派法学派の形成と展開に関する一考察：家族法を題材にして」日本オリエント学会第58回年次大会, 慶応義塾大学, 2016年11月13日.

近藤洋平「初期イスラーム史における人の移動と教義の伝播：イバード派の場合」

東京大学中東地域研究センター公開シンポジウム「移動・移民と中東」東京大学駒場キャンパス, 2016年1月20日.

〔図書〕(計 1件)

Yohei KONDO, The Development of Ibādī Jurisprudence in Oman in the 3rd / 9th and 4th / 10th Centuries: A Preliminary Study of Some Marriage Issues. in: Barbara Michalak-Pikulska and Reinhard Eisener (eds.), *Ibadi Jurisprudence: Origins, Developments and Cases*, Hildesheim: Georg Olms Verlagsbuchhandlung, 2015, pp. 81-92 (ISBN: 978-3-487-15150-2).

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

近藤洋平 (KONDO, Yohei)

東京外国語大学

アジア・アフリカ言語文化研究所・特任研究
員

研究者番号：20634140

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()